3条に関する繁件表 Ø おドト

梅	設置年月日	審查機関	申立国	被申立国	数争の内容	備寿	報告年度
П	1948. 9.	WP	*	* - n +	キューバの繊維製品の輸入制限	48. 9.WPが解決案を報告(提訴取り下げ)	
2	1949. 4.	WP	フランス	ブラジル	ブラジルの差別的内国税の設定	49. 6.採択	
က	1949. 5.	CP	4 11	*	米国の対チェコへの輸出制限	49. 6. C P は提訴を不受理	
4	1950. 3.	WP	7 1)	業	豪州の輪入硫安に対する補助金 (23条)	50. 4.採択	2年度
5	1950.12.	C P	オランダ	英国	英国のPurchase Taxの免除措置	二国間解決(52.8)	
9	1950.12.	WP	# 11	*	米圀の毛皮フェルト帽子へのエスケープクローズ(殿許の撤回) (19条)	51.10.採択	2年度
7	1952.10.	パネル	-I64/	トキャン	ベルギーの家族手当基金法に基づく課徴金 (1条)	52.11.採択	4年度
			7.74-9				
00	1951. 9.	C P	オランダ	E	米国の酪農品の輪入制限 (11条、対抗措置の発動)	51.10. C P が決議を採択	2年度
			7.74-9				
6	1952. 2.	WP	<u>M</u>	トキャン	ペルギーのドル輪入制限	二国間解決(54.10)	
10	1950.10.	パネル	/#91-	田	西独のイワシ製品輸入取扱	52.10.採択	
11	1952.10.	パネル	英国	ギリンナ	ギリシャの酸許表XXVに含まれた産品の輸入税引上げ (2条)	52.11.採択	4年度
12	1952.10.	パネル	フランス	ギリンナ	ギリシャの特別輸入税 (3条)	52.11.採択	4年度
13	1953. 9.	CP	M	フランス	フランスの輸出に係る統計税の徴収	二国間解決(55.1)	
14	1955. 1.	CP	1911	フランス	フランスの臨時特別補償税 (2条)	55. 1.CP が勧告	4年度
15	1954.11.	パネル	1917	Λŷ1−Ţ'γ	スウェーデンのAD税 (6条)	55. 2.採択	2年度
16	1955. 1.	パネル	1. 4477	超新	西独の澱粉及びジャガイモ粉の関税	二国間解決(55.2)	
17	1955. 9.	СР	1917	ギリンナ	ギリシャのぜいたく品輪入税	北 製區图 [1	
18	1955. 1.	СР	₩ ₩	フランス	フランスの輸入印紙税の増額	55.11がCPが勧告	
19	1955. 1.	СР	景生	图 *	米国(ハワイ州)の輪入卵規制	二国間解決(57.)	
20	1956.11.	パネル	西独	ギリンナ	ギリシャのLPレコード関税	二国間解決(57.11)	

報告年度		4年度					4年度	4年度	2年度	4年度	2年度			3年度				2年度	3年度	3年度
松	二国国籍次(57.9)	58.10.探択		58.11.採択	四國衛牧(28.11)	未採択(西独敗訴)	62.11.採択 (7ケ国に勧告)	62. 4.1. 4#報告後、二国間解決(62.10)	62.11.採択	62.11.採択	63.11. 媒択	水炭	 	71. 2. 採択	二国間解決 (72.9)	二国間解決(73.2)	73. 7.採択	81.12. 採択	81.12. 採択	81.12.採択
筋争の内容	英国の卵及び家畜に対する輪出補助金	イタリアの輸入機機具に対する差別待遇 (3条)	フランスの輸入農機具に対する差別待遇 (11条)	フランスの小麦、小麦粉に対する輸出補助金	イタリアの小麦粉に対する輸出補助金	英国の装飾陶磁器に対する英連邦特恵	先進工業諸国の輸入制限 (23条)	英国の生鮮バナナに対する特恵関税 (ウェーバー)	カナダのジャガイモに対する追加的関税の賦課 (6条)	フランスの残存輪入制限 (11条)	ECの可変課徴金に伴う損害額(チキン戦争) (24条)	イタリアの管理・統計手数料	デンマークの穀物に対する輸入制限	ジャマイカの特恵マージンの拡大 (25、26条)	ECの調整説	英国の綿製品の輪入制限	英国のドル闘制当	米国の国内説制(D1SC) (6条)	フランスの所得税制	ベルギーの所得既制 (6、16、コード)
被申立国	英国	19117	フランス	フランス	1917	英国	15万国	英国	カナダ	フランス	D D	1917	7.77-9	y* +7(h	O H	英国	英國	M *	フランス	イデルー
申立国	7.74-9	英国	英国	聚生	姚	西海	9N9.74	ブラジル	圏	* M	<u>ж</u>	图米	* M	國	巡 米	125IN	M	ВС	图 **	紐米
審査機関	バネル	パネル	CP	パネル	CP	パネル	パネル	パネル	パネル	パネル	パネル	平等	ı	パネル	理事会	パネル	バネル	イキン	パネル	パネル
設置年月日	1957. 4.	1958. 5.	1957.10.	1958. 4.	1958.11.	1959. 3.	1962. 2.	1962. 2.	1962.11.	1962.11.	1963.10	1969.12		1970.9	1972. 7	1972.10	1972.12	1973. 7-	1973. 7 ==	1973 7
olt.	21 1	22 1	23 1	24 1	25 1	26 1	27 1	28	29	30	31	32 1	33	34	35	36	37	38	39	40

	オランダの所得税制
英	ECの24条6項再交渉
(114)	カナダの卵輪入制限 (11条2項)
菜に関する	BCの加工果実、野菜に関する最低価格
ソパクに関	BCの家畜飼料用タンパクに関する措置
の不調に伴	カナダの関税再交渉の不調に伴う酸許撤回
	日本の絹糸輪入制限
简出払戻金	ECの麦芽に対する輸出払戻金
戴維製品に	ノルウェーの香港産繊維製品に対する輸入制限
	日本の皮革輸入制限
& al	ECの砂糖輸出払戻金
æ (6,	ECの砂糖輸出払戻金 (6、16、
の輸入制度	ECのチリ産リンゴの輸入制限
	日本の皮革輸入制限
国内販売	スペインの大豆油の国内販売規制
医医	日本のタパコの輸入制限
ロ及びマク	米国のカナダ産マグロ及びマグロ製品の輪入制限
- 国口对于	スペインの生コーヒー豆に対する差別的関税 (1条)
吳祝朝当	ECの牛肉に対する関税割当
4人問題	ECの米国産チキン輸入問題

報告年度		3年度		2年度	3年度	2年度	2年度		2年度				2年度	2年度		3年度		3年度		2年度
種		82.10.採択	No.67に駁収	83. 5. 採択(カナダ敗訴)	83. 7. 採択	未採択(二国間解決,85.10)	84. 2. 採択	23条1項協議	未採択(二国間解決,86.)	ECが追求せず	23条1項協議(ECが追求せず)	23条1項協議、二国間解決(83.)	84. 5. 採択	84.5.採択	23条1項協議	84. 3. 採択	23条1項協議(ECが追求せず)	84.11. 採択	23条1項協議(ECが追求せず)	未採択(二国間解決)
数争の内容	米国の補助金・相殺関税コードの不適用	米国のビタミンB12に対する輸入税 (2条)	BCの果物缶詰生産者への補助金	米国の自動車部品輪入制限 (3条)	BC(仏)の差別的輪入制限 (11条)	BCの果物缶詰、ブドウ補助金 (23条)	カナダの外国投資審査法(FIRA) (3条)	BCの砂糖輸出体制	ECのかんきつ類地域特惠 (23条)	フィンランドの覆き物部品輪入制限	スイスのブドウ輪入制限	ECのVTR輸入制限	日本の皮革輸入制限 (11条)	米国の著作権法 (祖父条項)	日本によるガット利益の無効、侵害	米国のニカラグア産砂糖の輸入制限 (13条)	米国の機械で裁断されたタバコの関税再分類	BCの新聞用紙の輸入制限 (2条)	チリの酪農製品の輸入制限	カナダの金貨小売税の差別的運用 (地方政府の措價)
被申立国	M	四 **	D E	₩ ₩	BC	D E	カナダ	ВC	BC	74252F	スイス	E C	₩	图米	₩ ₩	图米	<u>M</u>	EC	チジ	カナダ
申立国	インド	ЭE	聚生	カナダ	英(香港)	图米	₩ ₩	10万国	出	ВС	ВС	₩ Ш	图米	вс	EC	-#79° T	EC	カナダ	EC	Æ.
審查機関	パネル	パネル	i	パネル	パネル	パネル	バネル	E.	パネル	パネル	6	1	パネル	パネル	1	パネル	ı	パネル	1	バネル
設置年月日	1980.11.	1981. 6.		1981.12.	1982.10	1982. 3.	1982. 3.		1982.11.	1982.11.			1983. 4.	1983. 4.		1983. 7.		1984. 3.		1984.11.
##B Op.	61 1	62 1	63	64	65 1	66 1	67 1	89	69 1	70 1	7.1	72	73 1	74 1	75	76 1	77	78 1	79	80 1

報告年度	2年度			2年度			3年度				2年度	2年度再				2年度再		2年度	2年度再	3年度
極	85. 7. 採択	23条1項協議(豪州が追求せず)	四國漢汉(85.1)	88. 3.採択	八国間解決	二國四條次(86.4)	提斯撤回(90.3)	23条1項協議(ポが追求せず)	23条1項協議(加が追求せず)	23条1項協議(伯が追求せず)	88. 2. 採択	87.11.採択	23条1項協議 (二国間解決 87.3)	二國間解決(83)		87. 6.操択		88. 2. 採択	88. 5.採択	88. 3. 採択
粉争の内容	ニュージーランドのトランスフォーマーの輸入制限 (6条)	ECの牛肉の輸入に関する運用	米国のスチールパイプ、チューブの輸入制限	カナダのアルコール飲料販売規制 (2条)	米国の砂糖製品の輸入制限	日本の皮靴の輸入制限	米国のニカラグアに対する制裁措置 (21条)	米国の綿製マクラカバー及びペットシーツの輸入制限	BCの小型オットセイ皮及び関連製品の輸入禁止	米国のブラジル産非飲料用アルコールの輪入制限	日本の農産物12品目の輸入制限 (11条2項)	日本のワイン及びアルコール飲料の内国税 (3条)	日本のニシン、タラ、すり身の輸入制限	カナダの未加工ウラニウムの輸出制限		米国の石油及び特定の輸入品に対する驟稅(スーパーファント゚) (3条)		米国の税闘手数料(カスタムス゚ユーザーフィー) (2条)	日本の半導体に関する第三国モニタリング措置(11条2項、20条)	カナダの未加工サケ・ニシンの輸出制限 (11条2項、20条)
被申立国	7- ½- E	EC	西	カナダ	M	₩ ₩	M	M	вс	E	₩ H	₩ ⊞	₩ ₩	カナダ		M	_	M *	₩ ⊞	カナダ
电立图	7425215	樂生	EC	EC	カナダ	M *	1.454.	4. 414. 4	カナダ	ブラジル	M *	БС	M	* M	カナダ	ВC	メキシロ	#19. · EC	D E	<u>米</u>
審査機関	パネル	(I)	理事会	パネル	パネル	パネル	パネル	1	1	1	パネル	パネル	理事会	1	パネル	i	ì	パネル	パネル	パネル
設置年月日	1984.10.			1985. 3.	1985. 3.	1985. 7	1985.10.				1986.10	1987. 2.	1986.11.		1987. 2.			1987. 3.	1987. 4	1987. 3.
梅	81	82	83	84	85 1	86	87 1	88	68	06	91	92 1	93 1	94	95	96	26	- 88	99 1	1000

1987.10. パネル EC 米国 米国の小型総套機の税制成正 89.11.経費 89.11.経費 1987.10. パネル EC 米国 米国の自身別の権限が影響を 3条) 89.11.経費 1987.11. パネル 米国 米国の自身別の権限決別額(半導体報貨業庫) 23条1項協議 (日が込みせず) 1987.12. パネル 米国 インド インドのアーモンドの輸入制限 13を3.00 120回間解決 (88.6) 1988. 4. パネル 米国 オ国本のトウと、マツ、モミ (SPF) 財の差別的観報(2条) 89.7 採費(加限等) 1988. 5. パネル 米国 オ国のブララル産品の輸入製品 (18条) 89.5 採費(加限等) 1988. 5. パネル 米国 オ国のガララルビルンプセナンの輸入制限 (相交表項) 89.1 採費 1988. 5. パネル 米国 オ国のガラリンゴセナンの輸入制限 (18条) 13条2 1988. 5. パネル 米国 オスロンナンブ・カンデンの輸入制限 (18条) 123条2項票額 (88.1) 1988. 5. パネル 米国 オ国のサリンゴセナンジの輸入制限 (18条) 123条2項票額 (88.1) 1988. 5. パネル 米国 オスロンナンプのサンゴ・カンジの輸入制限 (18条) 123条2項票額 (88.1) 1988. 5. パネル 米国 オ国本の中内・オンプの輸入制限 (18条) 123条2項票額 (88.7) 1988. 6. パネル 米	梅	設置年月日	審査機関	申立国	被申立国	数争の内容	鄉	報告年度
1987.10. ベネル 米国の1年製品の権人が限(半導体機復措置) 89.11.発射 1987.11. バネル 米国 米国の1年製品の権人が限(半導体機復措置) 23条1項協議(日が追求せず) 1987.12. バネル 米国 インド インドのアーモンドの権人が限 二国間解決(88.6) 1987.12. バネル 米国 インド インドのアーモンドの権人が服務 二国間解決(8.6) 1987.12. バネル 米国 大国のグラジル産品の輸入禁止、開税引下が 23条1項協議(車が追求す)) 1988.4. バネル 米国 米国のブラジル産品の輸入禁止、開税引下が 23条1項協議(車が追求す) 1988.5. バネル 米国 米国のブラジル産品の輸入制限(18条) 89.1.採択 1988.6. バネル 米国 米国のブラジル産品の輸入制限(18条) 89.1.採択 1988.6. バネル 米国 米国のブラジル産品の輸入制限 128条1項協議(5.9.1.消耗) 1988.6. バネル 米国 本国のブランゴンブンナンのリンゴとナンの輸入制限 23条1項協議(5.9.1.消耗) 1988.6. バネル 米国 市の オンジの輸入制限 23条2項票額(88.1.1.米が維固) 1988.6. バネル 米国 日本の時の輸入制限 23条1項票額(7.9.2.1. 21回開解後(7.9.2.1. 1988.6. バネル 米国 日本の日本の財の輸入制限 23条) 20.1.採択 </td <td>101</td> <td></td> <td>1</td> <td>EC</td> <td>*</td> <td>米国の小型旅客機の税制改正</td> <td>23条1項協議(87.5聚水構回)</td> <td></td>	101		1	EC	*	米国の小型旅客機の税制改正	23条1項協議(87.5聚水構回)	
1987.11. 本面 本面 本面の自本製品の輸入制限(半導体機復措置) 23条1項協議(日か追求せず) 1987.12. パネル 本面 インド インドのアーモンドの輸入制限 二面関係決(88.6) 1987.12. パネル 本面 インド インドのアーモンドの輸入制限 二面関係決(88.6) 1987.12. パネル 本面 EC ECの第三国食肉指令 三面関係決(88.6) 1988.4. パネル オラグ 日本 日本のトウ に、マツ、モミ(S P F)材の差別的開設(2条) 23条1項協議(600 0FF LE 1988.5. パネル 本面 本面のテランル産品の輸入製工 23条1項協議(600 0FF LE 23条1項協議(600 0FF LE 1988.5. パネル 本面 本面 本面のサランに対する一般特定開設の構造 23条1項協議(7) が追求せず) 1988.5. パネル 本面 本面のサラリンゴとナシの輸入制限(18条) 23条1項協議(7) が追求せず) 1988.5. パネル 本面 本面のサラリンゴを中ので有の構造 23条1項協議(7) が追求せず) 1988.5. パネル 本面 オラン・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	102	1987.10.	パネル	ВС	M	国の1930年関税法337条	89.11.採択	2年度
1987.11. (ネル 米国) (ファトロントントの輸入制限 二国間解決(88.6) 1987.72. (ネル 米国) EC	103		1	# #	M *	114	23条1項協議(日が追求せず)	
1988. 5. 2 本条 7 本	104	1987.11.	パネル	* M	インド	ンドのアーモ	国国解妆(88.6)	
1988. 4. パネル 米国 EC ECの第三国長内指令 二回間解決 1988. 4. パネル カナダ 日本のトウと、マツ、モミ(S P F)材の差別的関税(2条) 89.7.採択(加胶所) 1988. 4. パネル 米国 米国のブラジル産品の輸入禁止、関税引下げ 23条1項協議(亜が追求せず) 1988. 3. パネル 米国 日本のトウと、マツ、モミ(S P F)材の差別的関係(2条) 89.6.採択(加胶所) 1988. 5. パネル 米国 株国のブラジル産品の輸入制限(相交条項) 89.1.採択 1988. 5. パネル 米国 株国のチリに対する一般特惠開税の撤回 23条1項協議(チリが追求せず) 1988. 5. パネル 米国 韓国の牛肉の輸入制限 18条) 89.11.採択 1988. 5. パネル 米国 株国の子ドングの輸入制限 23条2項要請(88.4.解決) 1988. 5. パネル 米国 株国の子ドングの輸入制限 23条2項要請(89.7) 1988. 5. パネル 米国 オース・デンジのリンゴとナジの輸入制限 23条2項要請(89.7) 1988. 5. パネル 米国 日本の牛肉の輸入制限 23条2項要請(89.7) 1988. 5. パネル 米国 日本の牛肉の輸入制限 23条2項要請(89.7) 1988. 6. パネル 米国 日本の牛肉の地域を対制 23条2項要請(89.7) 1988. 6. <t< td=""><td>105</td><td>1987. 7.</td><td>理事会</td><td>The 7.5%</td><td>В C</td><td>\circ</td><td> </td><td></td></t<>	105	1987. 7.	理事会	The 7.5%	В C	\circ	 	
1988 4, パネル (スネル) (スカル)	106	1987.12.	パネル	<u>m</u>	D E	Cの第三国食	北紫阿囲川	
1988. 3. ベネル 米国のブラジル産品の輸入禁止、開税引下げ 23条1項協議(重が追求せず) 1988. 3. バネル 米国 BC BCのHS 履行 23条1項協議(重が追求せず) 1988. 3. バネル 米国 1本の網に関する慣行 89. 6.採択 89. 6.採択 1988. 5. バネル 米国 米国のチリに対する一般特惠関税の撤回 89. 1. G000 0FF1CE 23条1項協議(チリが追求せず) 1988. 5. バネル 泰州 韓国 韓国の牛肉の輸入制限(18条) 89.11.採択 89.11.採択 1988. 5. バネル ※国 イリンナのアーモンド輸入禁止 23条2項更請(88.4.嫌決) 13条2項更請(88.11.株が 1988. 5. バネル ※国 米国のイドので中内の輸入制限 23条2項更請(88.7) 23条2項更請(88.7) 1988. 5. バネル ※国 米国のイドのが利利限 23条2項更請(88.7) 23条2項更請(88.7) 1988. 5. バネル ※国 米国のブドウルゴをナンジの輸入制限 23条2項更請(88.7) 23条2項更請(88.7) 1988. 5. バネル ※国 日本の牛肉の輸入制限 23条1項基施 7リが追求です) 1988. 6. バネル ※国 日本の牛肉の輸入制限 23条1 20.1.採択	107		パネル	カナダ	# ==	本のトウヒ、マツ、モミ(SPF)材の差別的闕税	89. 7. 採択(加敗訴)	2年度再
1988. 3. パネル 米国 EC ECのHS履行 89. 6.採析 1988. 3. パネル 米国 1/61- ノルウェーのリンゴとナシの輸入制限(相交条項) 89. 6.採析 1988. 5. ボネル 米国 米国のチリに対する一般特惠関税の撤回 23条1項協議(チリが追求せず) 1988. 5. バネル ※国 米国の牛りの輸入制限(18条) 89.11.採析 1988. 5. バネル ※国 韓国の牛肉の輸入制限 18条) 89.11.採析 1988. 5. バネル ※国 市政の牛肉の輸入制限 23条2項更請(88.4.解決) 1988. 5. バネル ※国 オ国本の牛肉の輸入制限 23条2項更請(88.7) 1988. 5. バネル ※国 オ国本の牛肉の輸入制限 23条2項更請(8.1) 米が撤回) 1988. 5. バネル ※国 オ国本の牛肉の輸入制限 23条1項協議(チリが追求せず) 1988. 6. バネル ※国 日本の牛肉の輸入制限 23条1項協議(チリが追求せず) 1988. 6. バネル ※国 日本の牛肉の輸入制限 23条1項協議(チリが追求せず)	108		1	プラジル	* M	米国のブラジル産品の輸入禁止、関税引下げ	23条1項協議、GOOD OFFICE	
1988. 3. パネル 米園 /// カー・	109		1	The 777	ВС	COHS	23条1項協議(亜が追求せず)	
1988. 5. 水面 米国の子りに対する一般特惠陽税の撤回 89. 1. G000 0FFICE 1988. 5. パネル ※面 米国の牛肉の輸入制限 (18条) 89. 11. 採択 1988. 5. パネル ※州 韓国 韓国の牛肉の輸入制限 18条) 89. 11. 採択 1988. 5. パネル ※国 オリンキのアーモンド輸入禁止 23条2項更請(88.4. 購決) 1.1. 採択 1988. 5. パネル ※国 オルンテンのリンゴとナンの輸入制限 23条2項更請(88.11 米が撤回) 1988. 5. パネル ※国 米園のブドウ品質基準 23条1項協議(チリが追求せず) 1988. 5. パネル ※国 日本の牛肉の輸入制限 23条1項協議(7)が追求せず) 1988. 6. パネル ※国 ECの油糧種子等の生産者への補助金等(3条) 90. 1.採択	110		パネル	*	-1641	4-01	89. 6.採択	4年度
1988. 5. パネル 米国 米国のチリに対する一般特惠陽税の撤回 23条1項協議(チリが追求せず) 1988. 5. パネル 紫川 韓国 韓国の牛肉の輸入制限 18条) 89.11.採択 1988. 5. パネル 紫国 中国の牛肉の輸入制限 23条2項要請(88.4.解決) 1988. 5. パネル 米国 日本の牛肉・オレンジの輸入制限 123条2項要請(88.1.解決) 1988. 5. パネル 米国 オリンキのアーモンド輸入禁止 12両間解決(88.7) 1988. 5. パネル 美州 日本の牛肉の輸入制限 23条1項協議(チリが追求せず) 1988. 6. パネル 米国 ECの抽機種子等の生産者への補助金等(3条) 90. 1.採択	111		ŧï.	D E	₩ ₩	本の網に関す	89. 1. GOOD OFFICE	
1988. 5. パネル 米国 韓国の牛肉の輪入制限 (18条) 89.11.採択 1988. 5. パネル ※国 建国の牛肉の輪入制限 23条2項更請 (88.4.解決) 1988. 5. パネル ※国 日本の牛肉・オレンジの輪入制限 二国間解決 (88.7) 1988. 5. パネル ※国 オスコーデンのリンゴとナンの輪入制限 23条2項更請 (88.7) 1988. 5. パネル ※国 オスコーデンのリンゴとナンの輪入制限 23条1項協護 (チリが追求せず) 1988. 6. パネル ※側 日本の牛肉の輪入制限 二国間解決 (88.7) 1988. 6. パネル ※国 ECの抽機種子等の生産者への補助金等 (3条) 90. 1.採択	112		1	7 1)	图米	担けら	23条1項協議(チリが追求せず)	
1988. 5. パネル 豪州 韓国 韓国の牛肉の輪入制限 89.11.採択 1988. 5. 米国 EC ギリシャのアーモンド輪入禁止 23条2項要請(88.4.解決) 1988. 5. パネル 米国 オカェーデンのリンゴとナンの輪入制限 23条2項要請(88.11 米が権回) 1988. 5. パネル 豪州 日本の牛肉の輪入制限 23条1項協議(チリが追求せず) 1988. 6. パネル 豪州 日本の牛肉の輪入制限 二国間解決(88.7) 1988. 6. パネル 米国 ECの抽種種子等の生産者への補助金等(3条) 90. 1.採択	113	1988. 5.	パネル	图 **	田		89.11.採択	3年度
1988. 5. ボネル 米国 EC ギリシャのアーモンド輪入禁止 二国間解決 (88.4.解決) 1988. 5. ボネル 米国 オオーデンのリンゴとナシの輪入制限 23条2項要請 (88.71 米が撤回) 1988. 5. バネル 奈州 日本の牛肉の輪入制限 23条1項協議 (チリが追求せず) 1988. 6. バネル 奈州 日本の牛肉の輪入削限 二国間解決 (88.7) 1988. 6. バネル 米国 EC ECの袖糧種子等の生産者への補助金等 (3条) 90. 1.採択	114		バネル	聚生	图	韓国の牛肉の輸入制限	89.11. 採択	
1988. 5. パネル 米国 日本の牛肉・オレンジの輪入制限 二国間解決 (88.7) - 米国 パネル 奈川 田本の牛肉の輪入制限 23条1項協護 (チリが追求せず) 1988. 5. パネル 奈川 日本の牛肉の輪入制限 二国間解決 (88.7) 1988. 6. パネル 米国 EC ECの袖糧種子等の生産者への補助金等 (3条) 90. 1.採択	115		1	圈 **	В C	リンャのアー	23条2項要請 (88.4.解決)	
*国 *A国 *A国 *A国のブドウ品質基準 23条1項協議(チリが追求せず) 1988. 5。 バネル 豪州 日本の牛肉の輪入制限 二国間解決(88.7) 1988. 6。 バネル 米国 EC ECの袖糧種子等の生産者への補助金等(3条) 90. 1.採択	116		パネル	黑	中田	*		
-キリ米国のブドウ品質基準23条1項協議(チリが追求せず)1988. 5. パネル豪州日本日本の牛肉の輪入制限二国間解決(88.7)1988. 6. パネル米国ECECの抽糧種子等の生産者への補助金等(3条)90. 1.採択	117		ij	米	7,1-1,7	ウェーデンの	23条2項要請 (88.11 米が権回)	
1988. 5。 パネル 豪州 日本の牛肉の輪入制限 二国間解決 (88.7) 1988. 6。 パネル 米国 EC ECの抽糧種子等の生産者への補助金等 (3条) 90. 1.採択	118		ſ	チリ	图 米	米周のブドウ品質基準	23条1項協議 (チリが追求せず)	
1988. 6. パネル 米国 EC ECの袖鸞種子等の生産者への補助金等 (3条) 90.1.採択	119		パネル	東	H X	日本の牛肉の輪入制限	二国司解決 (88.7)	
	120		パネル	國		\circ	90. 1.採択	3年度

報告年度					2年度	3年度	4年度	2年度			4年度						3年度	4年度	5年度	4年度
蠢	89.11.採択	23条2項要請 (ニュージラン) が追求せず)	89. 6.採択	88. 7.提訴取り下げ	89. 6. 採択	90.11.採択(EC敗訴)	89. 6.採択	90. 5.採択	北美四国	23条2項要請	89.12.採択	23条1項協議	水學回國	23条1項協議(ECが追求せず)	23条1項協議(加が追求せず)	一一回回秦次	91.7. 採 択	90.11. 珠 択	92. 2. 採 択	未採択 (二国間解決 91.9.報告書提出)
紛争の内容	韓国の牛肉の輸入制限	ECのリンゴ輸入制限	ECのリンゴ輪入制限 (11条2項)	日本の牛肉の輸入制限	米国の砂糖輸入制限 (2条)	米国の農事調整法22条(ウェーバー) (25、26条)	ECのリンゴ輸入制限	ECの部品ダンピング規則 (3条)	米国の301条措置(知的所有権)	米国のEC産品に対する関税引上げ	カナダのアイスクリーム・ヨーグルトの輸入制限 (11条2項)	米国のカナダ産アイスクリームの輸入禁止	ECの銅スクラップに関する輸出制限	米国のECの油糧種子への補助金に関する通商法304、305条決定	BCの油糧種子生産者への補助金等	フィンランドのリンゴとナシの輸入制限	米国の豚肉相殺関税措置 (6、16条、コード)	タイのタバコ輪入制限・内国税 (11条2項)	カナダのアルコール飲料販売パネルの履行結果 (11条)	米国のキハダマグロ輸入制限 (20条)
被申立国	图象	EC	EC	₩	四	E	EC	EC	州	M	カナダ	米图	EC	M	EC	747571	四米	41	カナダ	₩
申立國	23-9'-59	13-1/-27	チリ	13-1-57	赖生	D E	M	₩ ₩	ブラジル	э С	※	カナダ	M	э С	カナダ	* M	カナダ	M	四	メキシコ
審査機関	スネル		バネル		パネル	バネル	パネル	パネル	パネル		パネル		パネル				パネル	パネル	パネル	パネル
設價年月日	1988. 9.		1988. 5.		1988. 9.	1989. 6.	1988. 9.	1988.10	1989. 2.		1988.12.		1989. 7.				1989.12.	1990. 4.	1991. 2.	1991. 2.
ūΓυ	121	122	123 1	124	125 1	126 1	127 1	128 1	129	130	131 1	132	133	134	135	136	137	138	139	140

報告年度	5年度	5年度		6年度									6年度	6年度						6年度		
種	92. 6.採択	92. 6.採択	- 種 -	未採択 (94.6. 報告曹提出)		23条1項協議 (92.9)	23条1項協議 (92.11)	23条1項協議 (92.12)	未採択 (93.6報告書提出)				94.10.採択	未採択 (94.2.報告替提出)				審議中 (94.3手続きsuspend)	23条1項協議 (93.9)	94.10.採択	WTOで報告替提出(96.2)→上級委	
筋争の内容	米国のブラジル産非ゴム製履物に対する最恵国待遇拒否 (1条)	米国のアルコール飲料販売規制 (3条)	BCのユーゴに対する非経済的理由による貿易上の措置	米国のキハダマグロ輸入制限		トルコのパキスタン綿糸に対するAD措置	臣この酪農品に対する相殺関税賦課	ギリシャ産桃の缶詰めに対する相殺関税措置	BCの現行バナナ輸入制度				米国の自動車に対する課税制度	BCの新パナナ輸入制度				ECのリンゴ輸入制限	BCのレモンの輸入に対する課徴金賦課	米国のタバコ輪入制限法	ガンリンの基準	
被申立国	图米	M	EC	M		トルコ	7.84" >4>	アルセ・ソチン	EC				<u>岡</u>	O A				EC	EC	图米	圏米	
申立国	ブラジル	カナダ	1-1, 75F. T	ВC	オランタ	パキスタン	EC	ЕС	30% 7,3%	14,9 7575,	= b 5 9° 7,	9'1\$7'15	BC	JUYE' 7, JA\$	14.9 7525.	= \$ 7. T.	9.147,15	7 1	アルセ・ソチン	ブラジル	9.1\$7.15	
審查機器	パネル	パネル	パネル	パネル					パネル				パネル	パネル				パネル		バネル	パネル	
設置年月	1991. 4.	1991. 5.	1992. 5.	1992. 6.					1993.2				1993. 5	1993. 6				1993.9		1994.1		
免	141	142	143	144		145	146	147	148	149			151	152				153	154	155	156	

※ WP(Working Party):作業部会 、 CP (Contracting Parties):締約国団

2) 補助金相殺関税委員会におけるパネル案件

(96年2月現在)

	展	廣	展	厥	年度	度	漢	年度	年度	年度			廉	(度				
	2年	2年度	4年度	5年度	4 4	3年度	4年度	4 4	5	5年		_	6年度	6年度				
	未採択(83.3.報告書提出)	未採択(83.5. 報告書提出)	92.4. 採択	二國國黨次	未採択 (87.10. 報告警提出)	95.6.煤 択	未採択 (92.3.報告曹提出)	92. 3. 採 択	94. 4. 採 択	93.10. 採択	93.8. 加が取り下げ	93.10. 豪が取り下げ	(94.11. 報告書提出)	94. 4. 採 択	パネル提訴取り下げ			
	ECの小麦粉輪出に関する補助金	ECのパスタ輪出に関する補助金	米国のワイン及びグレーブ産品に関する「産業」の定義変更	米国のカナダ産軟材に対する相殺関税調査開始	米国のカナダ産骨無し加工牛肉に対する相殺関税	米国のブラジル産非ゴム履き物に対する相殺関税	ドイツのエアバス為替差損補填補助金	カナダの米国産グレーンコーンに対する相殺関税	米国のノルウェー産生鮮・冷蔵鮭に対する相殺関税	米国のカナダ産軟材の輸入に影響を与える措置	米国のマグネシウムの輪出に影響を与える措置	療州の仏及び伊からのグレースチュターの輸入に対する相殺関税	米国の鉛铁削鋼に対する相殺関税	プラジルのEC産粉ミルクに対する相殺関税	米国の鉄鋼製品に対する相殺関税			
) B	BC	M	出来	カナダ	四	ВС	カナダ	選	₩ Ш	風米	秦生	图 **	ブラジル	<u>*</u>	=1.0		
可忘	M *	M	BC	カナダ	EC	ブラジル	<u>m</u> *	₩ ₩	1401-	カナダ	カナダ	ЭE	ВС	BC	ВС			
改圖十八	1981.12.	1982. 4.	1985. 2.	1986. 1	1986.10	1988.10	1991. 3.	1991. 7.	1991. 9.	1991.12	1992. 1.	1992.11	1993. 6.	1993. 1.	1994. 4.			
r H	-	2	က	4	2	9	7	00	6	10	11	12	13	14	15			1

(96年2月現在)

アンチダンピング委員会におけるパネル繁件 (3)

			-	_					 	
糧告年度	2年度	5年度	5年度	6年度	6年度		7年度			
乖	未採択 (90.8.報告審提出)	未採択 (92.9.報告警提出)	未採択 (92.11.報告審提出)	93. 4. 採択	(94.2報告會提出)	米藏中形	95.7. 報告審提出	95.10. 撰 択		
数争の内容	米国によるスウェーデン産ステンレス鋼管に対するダンピング税の賦課	米国によるメキシコ産セメントに対するダンピング税の賦課	米国によるノルウェー産生鮮・冷蔵鮭に対するダンピング税の試課	韓国による米国産ポリアセタール機脂に対するダンピング税の試験	米国によるスウェーデン産ステンレス鋼板に対するダンピング税の賦課	カナダによる米国産ビールに対するダンピング税の賦課	ECによる日本製オーディオカセットに対するダンピング税の賦課	綿糸輪入に対するアンチダンピング課税		
被提訴国	班 米	™	M	田台	四 米	カナダ	BC	ВС		
提斯国	スウェーデン	メキジコ	1892-	M	スウェーデッソ	**************************************	₩ Ш	ブラジル		
設置年月	1989. 1.	1991.10	1991.10.	1991.10	1992. 4	1992. 7.	1992.10.	1994. 4.		
略	п	2	ო	4	S	9	7	∞		

パネル雑年 (4)政府關選委員

	報告年度	6 年度 5 年度 5 年度
(96年2月現在)	松	告警提出)
6)	壥	84.5.採択 未採択 (92.4.粮) 92.5.採択
におけるパネル発件	発布の中後	E Cによる付加価値税の取扱い 米国の音波探知システムの調達 ノルウェー、トロンハイム市の高速道路料金額収システムの調達
™	被提訴国	臣 C 米 M M M M M M M M M M M M M M M M M M
調達委	提斯国	M

1983.2 1991.9 1991.9

2

設置年月

卷号

(5)貿易の技術的障害に関する委員会におけるパネル案件

(96年2月現在)

被提訴国	数争の内容	在
1 ×	スペイン スペインの賢勇用ラジエター及び電気医療機器の型式認定制度 84.7.	. TBT委員会勧告

6)パネルフォローアップ戦告権 **

「ECの油糧種子等の生産者への補助金等に関するパネル報告」(90年1月採択)のフォローアップ報告書 (1992年3月 報告書提出)

※89年決定「ガット紛争処理手続の規則及び手続の改善」パラ1.の規定(「勧告及び裁定の実施の締約国団による監視 」)に基づく報告書